

教育委員会会議 定例会

令和7年12月3日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

## 1 議 案

第 40 号 山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則等の一部を改正する規則

第 41 号 山梨県教育委員会訓令前行署名式の一部を改正する訓令

## 2 報 告 事 項

( 8 ) 「令和 9 年度全国高等学校総合体育大会」の開催準備状況について

## 3 その他報告

( 10 ) 令和 7 年度第 2 回いじめに関する実態調査について

議案第 40 号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則等の一部を改正する規則

提案理由

令和8年度から山梨市が義務教育学校を開設するため、関係規則について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 規則の概要

教育庁総務課

教育庁義務教育課

題名	山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則等の一部を改正する規則
趣旨	令和8年度から山梨市が義務教育学校を開設するため、関係規則について所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <p>○ 令和7年9月、山梨市議会において山梨市立学校設置条例の一部が改正され、山梨市立笛川小学校と山梨市立笛川中学校が統合し、新たに義務教育学校<sup>※1</sup>として山梨市立笛川学園を開設することになった（令和8年4月1日施行）。</p> <p>また、同校は暫定的に既存の小学校及び中学校の校舎を使用することから、組織的・機動的な学校運営の体制の確立を図るため、副校长<sup>※2</sup>の職が置かれることになった。</p> <p>※1 義務教育学校：学校教育法第1条に規定する「学校」として、現行の小学校及び中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校をいう。</p> <p>※2 副校長：学校や地域の状況を踏まえ、任意に設置することができる職であり、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる者をいう。</p> <p>○ このため、関係規則について所要の改正を行う必要がある。</p> <p>2 規則改正の内容</p> <p>（1）山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則ほか4規則の学校の種類に関する規定に「義務教育学校」を追加する。</p> <p>（2）山梨県県費負担教職員の人事評価に関する規則の被評価者及び一次評価者の職名に「副校长」を追加する。</p>
施行期日	令和8年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第	山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則等の一部を改正する規	則を次のように定める。
第二条第一項の表及び第二項中の「小学校」の下に「（義務教育学校）に改める。」	山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則（昭和三十四年	令和年月日号
題名及び第一条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。	（山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部改正）	山梨県教育委員会
第一條	山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則（昭和三十四年	教育長
（山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。	（山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部改正）	

む）」を加える。

第二条第一項の表及び第三項中「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含

む）」を加える。

（山梨県教育委員会の任命に係る職員の研修に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県教育委員会の任命に係る職員の研修に関する規則（昭和四十四年山梨県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「中学校」の下に「及び義務教育学校」を加える。

（山梨県教育庁組織規則及び山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則の一部改正）

第三条 次に掲げる規則の規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改

める。

一 山梨県教育庁組織規則（昭和六十一年山梨県教育委員会規則第七号）第八条第一号

及び第四号から第六号まで並びに第十二条第六号

（昭和六十一年山梨県教育委員会規則第七号）第八条第一号

二 山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則（）

平成二十四年山梨県教育委員会規則第五号）第八条

（山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第四条 山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則（平成十年山梨県教育委員会規則第

十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（山梨県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部改正）

第五条 山梨県県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成二十八年山梨県教育委員

会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条の表中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

附則

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則新旧対照表（第一条関係）

		新		山梨県公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制の基準等に関する規則		
				山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則		
				山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準		
（目的）		（目的）		（目的）		
第一条 この規則は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）に基づき、山梨県の公立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の学級編制の基準等を定めることを目的とする。	学校の種類	学級編成の区分	一学級の児童 又は生徒数	学校の種類	学級編成の区分	一学級の児童 又は生徒数
（学級編制の基準）	（学級編制の基準）	（学級編制の基準）	（学級編制の基準）	（学級編制の基準）	（学級編制の基準）	（学級編制の基準）
第二条 学校の学級は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表下欄に掲げる児童又は生徒の数を基準として編制するものとする。	中学校（義務教育学校の後期課程を含む）	小学校（義務教育学校の前期課程を含む）	略	中学校	小学校	略

2 小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の二の学年の児童で  
編制する学級は、一の学年の児童及び当該学年より一学年上の学  
年の児童又は一学年下の学年の児童で編制するものとする。ただ  
し、第一学年の児童を含まないものとする。

3 中学校（義務教育学校の後期課程を含む）の学級は、学校教育  
法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級を除き、  
同学年の生徒で編制するものとする。

2 小学校 の二の学年の児童で  
編制する学級は、一の学年の児童及び当該学年より一学年上の学  
年の児童又は一学年下の学年の児童で編制するものとする。ただ  
し、第一学年の児童を含まないものとする。

3 中学校 の学級は、学校教育  
法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級を除き、  
同学年の生徒で編制するものとする。

山梨県教育委員会の任命に係る職員の研修に関する規則 新旧対照（第一條関係）

（定義）	新	旧
<p>第二条 この規則で「職員」とは、山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号）第一条に規定する職にある者並びに公立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する県費負担の事務職員をいう。</p>	<p>第二条 この規則で「職員」とは、山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号）第一条に規定する職にある者並びに公立の小学校、中学校に勤務する県費負担の事務職員をいう。</p>	

山梨県教育庁組織規則新旧対照表（第二二条関係）

	新	旧
(義務教育課)		(義務教育課)
第八条 義務教育課においては、次の事務を所掌する。		第八条 義務教育課においては、次の事務を所掌する。
一 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校（以下この条において「義務教育学校等」という。）の学校教育（特別支援教育・児童生徒支援課及び保健体育課の所掌に属するものを除く。）の指導に関すること。		一 幼稚園、小学校及び中学校（以下この条において「義務教育学校等」という。）の学校教育（特別支援教育・児童生徒支援課及び保健体育課の所掌に属するものを除く。）の指導に関すること。
二・三 略		二・三 略
四 小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の認定講習に関すること。		四 小学校及び中学校の教育職員の認定講習に関すること。
五 小学校、中学校及び義務教育学校の学校図書館及び視聴覚教育の指導助言に関すること。		五 小学校及び中学校の学校図書館及び視聴覚教育の指導助言に関すること。
六 小学校、中学校及び義務教育学校の教科用図書の採択に関すること。		六 小学校及び中学校の教科用図書の採択に関すること。
七・八 略		七・八 略
(特別支援教育・児童生徒支援課)		(特別支援教育・児童生徒支援課)
第十条 特別支援教育・児童生徒支援課においては、次の事務を所掌する。		第十条 特別支援教育・児童生徒支援課においては、次の事務を所掌する。
一・五 略		一・五 略
六 市町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級及び通級による指導に関すること。		六 市町村の設置する小学校及び中学校の特別支
七・二十 略		援学級及び通級による指導に関すること。

山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則新旧対照表（第三一条関係）

新	旧
<p>（級別の指定の特例）</p> <p>第八条 隣接して設置されている小学校、中学校及び義務教育学校であつて、各学校について算定された合計点数が異なる場合にあつては、これらの学校については、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によつて級別の指定を行うことができる。</p>	<p>（級別の指定の特例）</p> <p>第八条 隣接して設置されている小学校及び中学校であつて、各学校について算定された合計点数が異なる場合にあつては、これらの学校については、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によつて級別の指定を行うことができる。</p>

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則新旧対照表（第四条関係）

新	旧
<p>（利用料金の減額又は免除）</p> <p>第三条　条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として入館し、又はプラネタリウム若しくは映画の投影（教育委員会が指定するものに限る。次号において同じ。）を観覧する場合 利用料金の全額</p> <p>三（五 略</p>	<p>（利用料金の減額又は免除）</p> <p>第三条　条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として入館し、又はプラネタリウム若しくは映画の投影（教育委員会が指定するものに限る。次号において同じ。）を観覧する場合 利用料金の全額</p> <p>三（五 略</p>

山梨県県費負担教職員の人事評価に関する規則新旧対照表（第五条関係）

（評価者）

第六条 人事評価を行う者は、次の表の上欄に掲げる人事評価を受ける職員（以下「被評価者」という。）の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる一次評価者及び同表下欄に掲げる二次評価者とする。

被評価者	一次評価者		二次評価者
	校長	副校長、教頭	
主幹教諭、教諭、 養護教諭、栄養教 諭、学校栄養職員 及び学校事務職員	副校長、教頭	略	
		略	

（評価者）

第六条 人事評価を行う者は、次の表の上欄に掲げる人事評価を受ける職員（以下「被評価者」という。）の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる一次評価者及び同表下欄に掲げる二次評価者とする。

被評価者	一次評価者		二次評価者
	校長	教頭	
主幹教諭、教諭、 養護教諭、栄養教 諭、学校栄養職員 及び学校事務職員	教頭	副校長、教頭	
	略	略	

議案第 41 号

山梨県教育委員会訓令前行署名式の一部を改正する訓令

提案理由

令和8年度から山梨市が義務教育学校を開設するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 訓令の概要

教育庁総務課

教育庁義務教育課

題名	山梨県教育委員会訓令前行署名式の一部を改正する訓令
趣旨	令和8年度から山梨市が義務教育学校を開設するため、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 訓令改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和7年9月、山梨市議会において山梨市立学校設置条例の一部が改正され、山梨市立笛川小学校と山梨市立笛川中学校が統合し、新たに義務教育学校※として山梨市立笛川学園を開設することとなった（令和8年4月1日施行）。</li> <li>※ 義務教育学校：学校教育法第1条に規定する「学校」として、現行の小学校及び中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校をいう。</li> <li>○ このため、所要の改正を行う必要がある。</li> </ul> <p>2 訓令改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令達先及び本則に「公立義務教育学校」を追加する。</li> </ul>
施行期日	令和8年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会訓令甲第

号

令和  
年  
月  
日

一部を改正する訓令  
教育長  
山梨県教育委員会

公立中学校  
公立小学校  
県立小学  
県総合教育センター  
県立図書館  
教務所  
中一

山梨県教育委員会訓令前行署名式の一部を改正する訓令を次のように定める。

一部を次のように改正する。

「公立中学校」

「公立義務教育学校」

本則中「公立中学校」を

附則  
この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

令達先中「公立中学校」を  
「公立中学校」に改める。

山梨県教育委員会訓令前行署名式新旧対照表

		新		旧	
		府中一般	教育事務所	府中一般	教育事務所
山梨県教育委員会訓令前行署名式		県立図書館	県立図書館	県立図書館	県立図書館
前行署名式		県総合教育センター	県総合教育センター	県立学校	県立学校
府中一般 教育事務所		公立小学校	公立小学校	公立小学校	公立小学校
県立図書館 県総合教育センター		公立中学校	公立中学校	公立中学校	公立中学校
県立学校 公立小学校		公立義務教育学校			
公立中学校 公立義務教育学校					
山梨県教育委員会訓令前行署名式					
前行署名式					
府中一般 教育事務所					
県立図書館 県総合教育センター					
県立学校 公立小学校					
公立中学校					

(令和7年12月3日 定例教育委員会)	課室名	全国高校総体推進室
件名	「令和9年度全国高等学校総合体育大会」の開催準備状況について	
内容	<p>令和9年度に本県を含む南関東ブロック4都県（千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）において開催する全国高等学校総合体育大会に向けた準備状況は、次のとおり。</p> <p><b>【令和9年度大会の概要】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和9年7月下旬～8月下旬に実施</li> <li>2 本県での開催競技・会場地市町・競技会場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトテニス、レスリング、弓道の3競技は、甲府市の小瀬スポーツ公園で開催</li> <li>・登山は、北杜市の八ヶ岳で開催</li> <li>・ウエイトリフティングは、山梨市の山梨市民総合体育館で開催</li> <li>・アーチェリーは、富士吉田市の富士北麓公園で開催</li> <li>・なぎなたは、昭和町の昭和町総合体育館で開催</li> <li>・カヌーは、富士河口湖町の精進湖カヌー競技場で開催</li> </ul> </li> <li>3 これまでの経緯 <p>令和6年に準備委員会、令和7年に実行委員会を設立し、府内外との調整を実施中</p> </li> </ol> <p><b>【令和7年度の具体的な実績】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 山梨県実行委員会設立総会・第1回総会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日 時：令和7年5月22日（木）14：00～14：49</li> <li>・目的：大会に必要な総合企画、競技種目別大会に対する協力・支援、その他大会開催に必要な事項を検討</li> <li>・協議事項：県実行委員会の設立、令和7年度事業計画及び収支予算、県実行委員会専門委員会規程について</li> <li>・実行委員会の構成 <p>県教育長、高体連会長、開催市町教育長、競技団体、学校関係、関係機関47名</p> </li> </ul> </li> <li>5 令和7年度大会（中国ブロック）の視察 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日 時 令和7年7月24日（木）～7月26日（土）広島県・山口県 7月29日（火）～8月2日（土）島根県・鳥取県 8月4日（月）～8月8日（金）広島県・山口県・鳥取県</li> <li>・内容 本県開催の8競技と総合開会式を3班体制にて視察</li> </ul> </li> </ol>	

内 容	6 第1回広報・報道専門委員会
	・目 的：効果的な広報手法、活動の取り組みの検討
	・日 時：令和7年9月24日（水）14：00～15：20
	・内 容：県広報・報道事業基本方針、今後の広報活動に関する協議
	・専門委員会の構成 高体連副会長、高文連理事長、高P連副会長、県関係者、報道関係機関 12名
	7 山梨県高校生活動推進委員会設立・第1回総会
	・目 的：高校生が大会の開催準備や運営活動を通じて、豊かな人間性を育むこと
	・日 時：令和7年10月7日（火）14：00～15：15
	・内 容：県高校生活動推進委員会の活動、各分科会代表者及び副代表の選出、 高校生活動推進委員長及び副委員長の選出
	・推進委員会及び支援連絡会の構成 各学校代表生徒46名、支援連絡会委員（教員）46名
	8 第1回競技専門委員会
	・目 的：県競技専門部と開催市町との連絡調整
	・日 時：令和7年10月17日（金）14：00～16：10
	・内 容：県開催競技種目別大会運営基本方針、進捗状況等報告
	・専門委員会の構成 高体連副会長、高体連理事長、県スポーツ協会事務局次長、会場地市町担当課長、会場地担当教員 17名
	9 今後のスケジュール（案）
	・令和7年12月～ 高校生活動推進委員会分科会等の開催
	・令和8年2月 山梨県実行委員会第2回総会の書面開催
	・令和8年4月～ 会場地市町実行委員会の設立、県立教員の市町への派遣
	・令和8年5月 山梨県実行委員会第3回総会の開催
	・令和8年7月～8月 令和8年度大会（近畿ブロック）の視察
	・令和9年5月 山梨県実行委員会第4回総会の開催
	・令和9年7月～8月 南関東ブロック大会の開催

## その他報告 10

### 令和 7 年度第 2 回いじめに関する実態調査について

[資料別途配付]